

= 尼崎市職員労働組合との交渉状況 =

論 点

平成 21 年度第 10 号
通 算 第 480 号
平成 21 年 11 月 18 日

尼崎市役所総務局
人事管理室給与担当

平成 21 年度給与改定・期末・勤勉手当等について

11 月 12 日午後 3 時から午後 5 時まで、中央公民館視聴覚室において、平成 21 年度の給与改定や 12 月期の期末・勤勉手当等について 3 回目の交渉を行った。

具体的な交渉内容

1 期末・勤勉手当等について

課題の要旨

前回、当局は給料表の改定及び期末・勤勉手当の支給率の回答を行ったが、組合は引き上げを求めていることから引き続き協議を行なった。

主な質疑の内容	
組合の主張	当局の回答
これまで 2 回の交渉を踏まえての修正回答はないのか。	今回の給与改定や 12 月期における期末・勤勉手当の支給月数は、人事院勧告及びそれに伴う国家公務員の改正内容を踏まえたものであり、本市の財政状況を考慮すると人事院勧告以上の内容を回答できる状況にはない。
<h5>住居手当について</h5> <p>他都市の動向であるが、必ずしも国どおりとなっていない。兵庫県や神戸市にしても、住居手当については、それぞれの団体で独自に工夫している。持家市外居住の 2,500 円廃止は納得できない。</p>	政令市等で住居手当が独自制度となっている団体があることは承知しているが、本市においては国基準を原則としており、既に給与条例の本則においては国どおりとしている。市内持家者への住居手当は、市内居住促進の観点から支給を継続するが、市外持家者は国に準じて廃止するという前提に立たなければ、これからなお、市民サービスの見直しを検討していかなければならない中で、説明のつくものではない。

<p>国基準と言いながら、地域手当は国にない削減措置を実施しているではないか。制度の基本は国基準で、削減については独自という理屈はおかしい。</p>	<p>来年度の予算編成も非常に困難な中で、早期健全化団体の指定も現実的な状況に陥っている。来年度以降、市民生活にも多大な影響が出る見直しを実施していかなければならないなかで、人件費部分についても国基準を最低ラインとしたうえで独自に削減措置を講じていかなければならない。</p>
<p>交通局は持家の市内居住・市外居住ともに廃止すると聞いている。市長部局と交通局で人事交流がある中で、市内持家居住者が来年度交通局へ異動となると、市長部局では6,000円支給されていたものが0円となり不公平である。</p>	<p>基本的には各任命権者の判断となるなかで、交通局においては収支に見合う事業を展開する必要性から判断したものと思われる。</p>
<p>期末手当での遡及調整について 地域手当をカットしているにも関わらず、さらに遡及調整までされるのは納得できない。何らかの工夫は出来ないのか。</p>	<p>平成21年4月1日時点の官民格差是正のための調整であり、人事院勧告の考え方に準拠した内容の措置である。官民格差が殆どないものとした行政職給料表1級から3級17号までの若年層職員においては調整しておらず、まさに国基準どおりである。</p>
<p>給料表の改定について 改定率についてはどうなのか。</p>	<p>国の行政職俸給表(1)に対応する号給の改定を行っている。改定率が国と異なるところがあるのは、人員分布の差が大きな要因である。</p>
<p>臨時的任用職員の賃金単価について 来年度向けの賃金単価については据置回答であるが、賃金単価水準については、昨年度まで支給していた一時金部分も含めた協議を今後も行っていくよう求める。</p>	<p>昨年度行った臨時的任用職員の一時金制度廃止の経緯は当局としても認識している。今後必要に応じて協議していく。</p>

2 合理化提案項目等について

課題の要旨

9月28日に組合へ提案した合理化項目及び関連項目について、引き続き協議を行った。

主な質疑の内容	
組合の主張	当局の回答
<p>小学校給食調理業務の委託について</p> <p>小学校給食調理業務の委託はどうなっているのか。結果として、当局のいう「食育の充実」は遅れ、同じ給食費を納めているのに給食のメニューに格差が生じる事態となっている。計画が粗すぎる。</p>	<p>当初予定していた給食調理業務の委託化計画は、校舎耐震化を優先させる関係から、計画を変更しなければならない状況となっているが、現時点では具体的な計画変更内容について整理できていない。</p>
<p>計画を変更するなら、組合に対して再度、提案するべきである。</p>	<p>給食調理業務の合理化提案は、包括的に提案したものではなく、委託校が決定する都度、単年度ごとに協議を行ってきたものであり、計画変更の提案を行う考えはない。</p>
<p>校舎耐震化を優先するなら、給食調理業務の委託を止めるべきである。</p>	<p>食育の充実も大事な課題であり、給食調理業務の委託も含めて総合的に検討・協議していくこととなる。</p>
<p>交通局からの受け入れについて</p> <p>12月に交通局から市長部局へ転籍する者の人数は、前は13人だと言っていたが、変更はないか。</p>	<p>7月時点では、受入れ可能な所属の欠員が、業務課11人プラスその他2人の計13人と説明していた。</p> <p>しかしその後、9月末に合理化提案を行い、現在協議中ではあるが、業務課にあっては受け入れが10人程度になる可能性がある。</p>
<p>そんな説明ははじめて聞いた。今後のことも含め、交通局は認識しているのか。</p>	<p>全体で40人を超える転籍希望者がいるなかで、今年の12月だけでなく、来年4月以降についても調整する。</p> <p>今回の転籍を受け入れることにより、4月の人事異動で無理が起こらないようにすることを前提として考えたい。</p>

妥結事項・継続交渉事項

10月26日・11月2日・11月12日の3回にわたる確定交渉の結果を受け、11月13日に次の項目について妥結に至った。

妥結事項

1 平成21年度給与改定

行政職給料表の改定

国家公務員行政職俸給表(1)の改定に準じ、行政職給料表3級18号以上及び4級以上について引下げ改定を行う。

住居手当の改定

市外居住者の持家区分の支給(新築・購入後5年間に限り月2,500円)を廃止する。

超過勤務手当の支給割合

労働基準法に準じ、月60時間を超える超過勤務(日曜日又はこれに相当する日の勤務は含めない。)に対する超過勤務手当の支給割合を150/100(深夜は175/100)とする。

適用日

・平成21年12月1日

・平成22年4月1日

2 期末・勤勉手当の支給[平成21年12月10日支給]

組合要求2.81月プラス2万円

区分	期末手当	勤勉手当	合計
定年前職員 (1級・2級・3級17号以下)	1.490月 (-0.110月)	0.650月 (-0.100月)	2.140月 (-0.210月)
定年前職員 (上記以外)	1.467月 (-0.133月)	0.650月 (-0.100月)	2.117月 (-0.233月)
再任用職員 (フルタイム)	0.730月 (-0.120月)	0.350月 (-0.050月)	1.080月 (-0.170月)
再任用職員 (週30時間)	0.121月 (-0.019月)	0.060月	0.181月 (-0.019月)

定年前職員組合員ベースの平均支給額

906,910円(前年度1,043,216円 前年比 136,306円 13.1%)

(カッコ内)数値は昨年比

3 平成22年度の臨時的任用職員の賃金日額

現行どおりとする。

継続交渉事項（提案順）

- 1 平成 22 年度向け合理化提案項目について
業務課・不法投棄防止対策業務の移管
公園等維持管理業務の委託
道路維持管理業務の委託
小学校給食調理業務の委託
- 2 平成 22 年度以降の期末・勤勉手当について
- 3 技能労務職給料表の導入について
- 4 育児休業制度及び休暇制度の見直しについて
- 5 振替制度の見直しについて

< 参考 >

嘱託労組との妥結事項・継続交渉事項

妥結事項

- 1 平成 22 年度報酬改定

現行どおりとする。

A ランク	B ランク	C ランク	D ランク	E ランク	再雇用
162,400 円	168,100 円 ~ 185,800 円	192,900 円	212,400 円	241,200 円	150,200 円

- 2 平成 21 年 12 月期割増報酬

現行どおりとする。

A ランク	B ランク	C ランク	D ランク	E ランク	再雇用
1.78 月 289,072 円	1.78 月 299,218 円 ~ 330,724 円	1.54 月 297,066 円	276,000 円	261,000 円	250,000 円

継続交渉事項（提案順）

- 1 平成 22 年度向け合理化提案項目について（小学校給食調理業務の委託）
- 2 育児休業制度及び休暇制度の見直しについて